

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和7年7月24日 03時50分頃
発生場所	福井県坂井市九頭竜川河口 三国防波堤灯台から真方位055° 220m付近 （概位 北緯36° 13.1′ 東経136° 07.8′）
事故の概要	漁船高志丸は、出航中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和7年8月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 高志丸、3.5トン FK3-11655（漁船登録番号）、個人所有 第244-18981号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に凹損等 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、法定灯火を表示し、九頭竜川右岸の係留場所を出航した。</p> <p>船長は、操舵室内の左舷側に立って手動操舵で操船に当たり、本船が九頭竜川河口に向けて約3ノットの対地速力で北西進中、船位を確認しようとGPSプロッターを見たところ、出航時にGPSプロッターを起動させていなかったことに気付き、GPSプロッターの電源スイッチを入れた。</p> <p>船長は、GPSプロッターが起動するまでの間、感覚に頼って左舵を取り、ふだんどおり河口に向けて川の中央を航行しているつもりで目視のみによって操船を続けていたところ、衝撃を感じ、本船の船首部が三国防波堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突したことに気付いた。</p> <p>（図1 参照）</p>

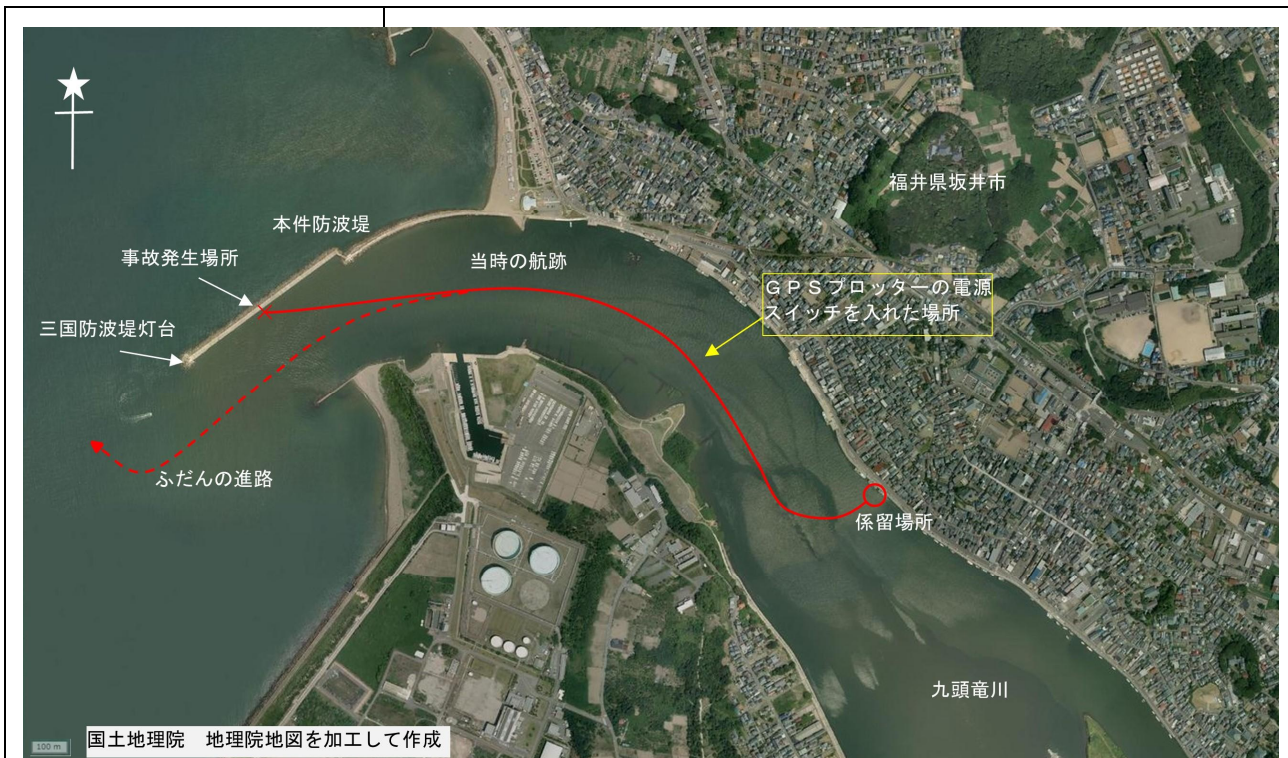


図1 事故発生経過概略図

船長は、本船を操船して係留場所に戻り、船体の損傷状況を確認した後、救急車によって病院へ搬送された。本事故発生に係る海上保安庁への通報は、消防が行った。

船長は、本船に平成11年から乗っており、事故発生場所付近の航行経験は数えきれないほどあった。

船長は、ふだん出航時にGPSプロッターを起動させていたが、本事故当日は、僚船が先に漁場に向かっており、良いポイントを確保するために急いで漁場に行きたいという焦った気持ちがあり、GPSプロッターを起動するのを忘れていた。

GPSプロッターは、本船が本国防波堤に衝突するのとほぼ同時に使用可能な状態となった。

船長は、本事故発生時、川の中央を航行しているつもりであったので、三国防波堤灯台の灯光を気にしていなかった。

分析

- (1) 船長は、発航前、漁場に早く行きたいという気持ちが強かったことから、GPSプロッターを起動するのを忘れたものと考えられる。
- (2) 船長は、GPSプロッターが作動していないことに気づきながらも、これまで幾度も事故発生場所付近を操船していたことから、自身の感覚に頼り、三国防波堤灯台の灯光を確認しないまま、本船を航行させたものと考えられる。
- (3) (1)及び(2)から、本船は、航行中、本国防波堤に衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、船長が、GPSプロッターを起動させずに本船を出航させ、正確な船位を把握できないまま目視のみで操船中、三国防波堤灯台の灯光を見て船位を確認しなかったため、本船が本件防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、発航前に、航海計器の起動状況を確認するとともに、特に夜間に操船する場合には、同計器を活用して操船すること。・ 小型船舶の船長は、船位の確認に航海計器を使用するとともに、目視で確認できる灯台等の航路標識も活用すること。・ 船長は、船舶事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。